2017年度 民事訴訟法講義 秋学期 第9回

関西大学法学部教授 栗田 隆

判決の成立と効力(3) 既判力(2)客観的範囲

● 既判力の客観的範囲(114条)

既判力の生ずる判断

- 既判力は、判決主文中の判断に限り生ずるのが 原則である(114条1項)。
- 理由中の判断には生じないのが原則である前提問題は当事者間で審判の最終目標とされたものではないから、この点の判断に既判力を認めることは、処分権主義に反する。理由中の判断に既判力を発生させたい当事者は、中間確認の訴え(145条)を提起すべきである。

T. Kurita

所有権に基づく引渡請求

私の所有物だ



占有者

所有権に基づく明渡請求

請求認容

判決理由中でXの所有物であるとの判断がなされるが、 この判断には既判力は生じない。

請求棄却

 判決理由中でXの所有物でないとの判断がなされ、その 理由により請求が棄却されても、この判断には既判力は 生じない。

T. Kurita

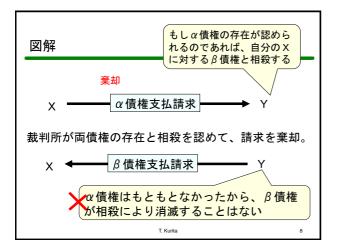
債権に基づく給付請求 500万円貸した 500万円の支払請求 請求認容 1. 貸金債権の存在の判断に既判力が生ずる。 √債権自体と債権の効力の一部としての請求権とを区別す る立場に立ったとしても、同様に考えるべきである。 T. Kurita 債権に基づく給付請求 500万円貸した → 500万円の支払請求 ー 次の理由で請求が棄却された場合に、どのよ 請求棄却 うな判断に既判力が生ずるか? 貸金債権の不存在。 • 貸金債権は発生しているが、弁済期未到来である。 ● 貸金債権は発生しておらず、たとえ発生していたと しても弁済期は未到来である。 明示の一部請求

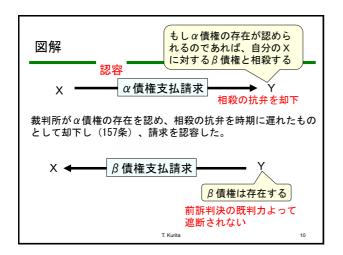
- 明示の一部請求(600万円のうちの400万円の支払を求める) 請求部分のみが訴訟物になり、その部分の存否の判断に既判力が生じる。
 - 1. 600万円全額の存在が認められ、400万円の支払が命じ られた場合 400万円の存在の判断
 - 2. 300万円のみの存在が認められ、300万円みの支払が命 じられ、その余の請求が棄却された場合 300万円 の存在と100万円の不存在の判断
 - 3. 債権の存在が認められなかった場合 400万円の不 存在の判断
- 黙示の一部請求 債権全体が訴訟物になる。認容された 金額でのみ債権が存在するとの判断に既判力が生ずる。

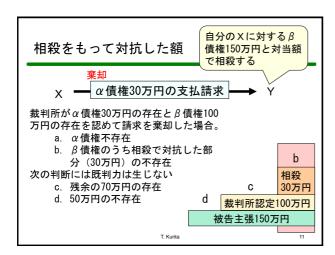
例外 相殺の判断(114条2項)

- 相殺の抗弁について判断がなされた場合に、この判断に既判力を認めないと、訴求債権の存否についての紛争が反対債権の存否の紛争として蒸し返され、判決による紛争解決が実質的に意味を失う場合がある。
- そこで、一挙にこの点を解決する趣旨で、反対 債権の不存在について既判力が認められている。

T. Kurita







相殺をもって対抗した額

自分のXに対する β 債権100万円と対当額 で相殺する

一部認容・一部棄却

→ α債権100万円の支払請求 →

→ Y

裁判所が α 債権のうち50万円のみの存在と β 債権のうち30万円のみの存在を認めた場合。

- a. α債権20万円の存在
- b. α債権のその余の80万円の不存在
 - 50万円は当初から不存在
 - 30万円は相殺により消滅
- c. 相殺をもって対抗する必要があるのは50万円。β 債権50万円のうち
 - 30万円は相殺により消滅
 - 20万円は当初から不存在

T Kurito

13

相殺と一部請求判例(外側説)

自分のXに対する β 債権80万円と対当額 で相殺する

X = α債権100万円のうちの 80万円の支払請求



裁判所が α 債権全額の存在と、 β 債権全額の存在を認めた場合。

- ① α 債権の外側部分(不訴求部分20万円)と反対債権の うち20万円とがまず相殺される。この相殺の判断には 既判力は生じない。
- ② 請求は20万円だけ認容され、その余は棄却される。
- ③ 反対債権については、次の判断に既判力が生ずる
 - 1. 60万円は相殺により消滅

T. Kurita

相殺と一部請求 判例(外側説)

自分の X に対する β 債権100万円と対当額 で相殺する

v

α債権100万円のうちの 80万円の支払請求



裁判所が α 債権全額の存在と、 β 債権のうち80万円のみの存在を認めた場合。

- ① α債権の外側部分(不訴求部分20万円)と認定された 反対債権80万円のうちの20万円とがまず相殺される。 この相殺の判断には既判力は生じない。
- ② 請求は20万円だけ認容され、その余は棄却される。
- ③ 反対債権については、次の判断に既判力が生ずる
 - 1. 20万円は当初から不存在
 - 2. 60万円は相殺により消滅

T. Kurita

15

L	Ξ	7
:		١

訴訟の蒸返しの禁止(信義則による禁止)

最判平成10年6月12日

- 金銭債権の数量的一部請求訴訟で敗訴した原告 が残部請求の訴えを提起することは、特段の事 情がない限り、信義則に反して許されない。
- 訴訟物を異にする場合であっても、後訴が実質的には、敗訴に終わった前訴の請求及び主張の蒸返しに当たる場合には、後訴の提起は信義則に反して許されない。

T. Kurita

折尾簡判平成14年11月21日 敗 高利貸	-
借主 ────────────────────────────────────	
◆──損害賠償請求 損害賠償請求 主とその子が不当な証 言・陳述をした	
型裁判所は、旧訴訟物理論を前提にして第2訴訟の	
判決の既判力は本訴(第3訴訟)に及ばないとしつつ、貸金業者の本訴提起は信義則に反して許さ	
れないとして却下した。 T. Kurita 17	